

# 群馬県介護員養成研修実施要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号の規定による介護員養成研修（以下「研修」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体（以下「研修実施者」という。）は、政令第3条第1項第1号の規定により群馬県知事（以下「知事」という。）又は知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）とする。

ただし、知事は、研修の事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができる。

2 前項の規定による事業者の指定について、必要な事項は別に定める。

(研修課程)

第3条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者課程」という。）及び生活援助従事者研修課程（以下「生活援助課程」という。）とする。

(1) 目的

ア 初任者課程

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすること。

イ 生活援助課程

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得すること。

(2) 受講対象者

ア 初任者課程

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

イ 生活援助課程

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者

(3) 科目及び細目

各課程の科目及び細目は別紙1「科目及び細目一覧」のとおりとする。

なお、研修実施にあたっての留意事項は別に定める。

(4) 研修時間数

研修時間数は次のとおりとし、科目及び細目ごとの時間数は、別紙1のとおりとする。

なお、各細目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分留意するも

のとする。

ア 初任者課程 130 時間以上

イ 生活援助課程 59 時間以上

(5) 研修の目標、評価及び内容

研修の目標、評価及び内容は、次のとおりとする。

ア 初任者課程 取扱細則別添 1 のとおり

イ 生活援助課程 取扱細則別添 6 のとおり

(6) 研修の実施方法

各課程の科目については、講義と演習を一体的に実施するものとする。

なお、研修は通信の方法によって実施することができるものとし、各科目において、通信による学習が可能な上限時間は、次のとおりとする。

ア 初任者課程 取扱細則別添 4 のとおり

イ 生活援助課程 取扱細則別添 9 のとおり

(7) 研修の一体的実施

初任者課程と生活援助課程において、内容が同一と認められるものについては、一体的に実施しても差し支えない。

なお、研修を一体的に実施する場合の留意事項は別に定める。

(履修期間)

第 4 条 各課程の履修期間は次のとおりとする。

(1) 初任者課程

原則として 8 月以内とする。ただし、病気等のやむを得ない理由がある場合は、1 年 6 月以内とすることができる。

(2) 生活援助課程

原則として 4 月以内とする。ただし、病気等のやむを得ない理由がある場合は、8 月以内とすることができる。

2 前項の規定に関わらず、学校教育法に基づく高等学校及び特別支援学校については、次のいずれの要件も満たす場合に限り、修学期間を限度として履修期間とすることができる。

(1) 所管庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。

(2) 当該学校の学生のみを対象としていること。

(研修科目の免除等)

第 5 条 知事は、次のいずれかに該当する者について、介護員養成研修受講全科目免除申請書（様式第 1 号）の提出があった場合は、研修科目の全部を免除することができる。

(1) 看護師

(2) 准看護師

(3) 保健師

2 研修実施者は、一定の経験等を有する受講者に対し、別紙 2「科目免除要件及び時間数」の定めるところにより研修科目の一部を免除することができる。

なお、研修科目の一部を免除する場合の留意事項は別に定める。

3 次に掲げる者は、初任者課程を修了したものとみなす。

(1) 平成 25 年 4 月 1 日改正前の介護保険法施行規則第 22 条 23 に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び訪問介護員養成研修 2 級課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者

- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 21 条第 3 号に該当する者（実務者研修修了者）

4 次に掲げる者は、生活援助課程を修了したものとみなす。

- (1) 前項の各号に掲げる者  
(2) 初任者課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者

(講師)

第 6 条 講師は、担当する細目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、原則として別紙 3 に定める講師資格要件を満たし、かつ当該資格による実務経験が 5 年以上の者とする。

- 2 研修内容に偏りが生じないように、同一講師が担当できる科目は、3 科目までとする。  
3 前項の規定に関わらず、学校教育法に基づく高等学校及び特別支援学校が当該学校の学生のみを対象として行う研修において、高等学校教諭を講師とする場合は、同一講師が担当できる科目は、5 科目までとする。  
4 講師資格要件についての留意事項は別に定める。

(実習及び実習施設)

第 7 条 実習は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知）」で規定される介護サービス施設・事業所又は障害者支援施設及び障害者福祉サービス事業所等のうち、開所から 3 年以上経過した施設等において実施すること。

- 2 実習指導者は、介護福祉士又は 3 年以上介護等の業務に従事した経験を有する者でなければならない。  
3 実習の実施にあたっての留意事項は別に定める。

(補講)

第 8 条 研修実施者は、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した者に対して、第 4 条に定める履修期間内に、補講を行うことができる。

- 2 補講の実施にあたっての留意事項は別に定める。

(修了の認定)

第 9 条 研修実施者は、介護技術の習得が認定され、かつ全細目を履修した者に対して筆記試験を行い、修了の認定を行った者に対して、速やかに修了証明書及び修了証明書（携帯用）（様式第 2 号）を交付しなければならない。

なお、筆記試験の時間は次のとおりとすること。

- (1) 初任者課程 1 時間以上  
(2) 生活援助課程 0.5 時間以上  
2 修了証明書の交付にあたっての留意事項は別に定める。

(書類の管理)

第 10 条 研修実施者は、介護員養成研修修了者名簿（様式第 3 号）を永年保存し、適切に管理しなければならない。

- 2 研修実施者は、研修の運営に関する書類を事業年度終了後 5 年間保存し、適切に管理

しなければならない。

3 研修実施者が、研修事業を廃止する場合の留意事項は、別に定める。

(情報の公表)

第11条 研修実施者は、研修実施者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めるため、取扱細則別添5に定める情報項目を自らのホームページ上などにおいて公表しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 研修実施者は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報の保護について、十分に留意しなければならない。

2 研修実施者は、受講者に対し、研修において知り得た個人情報を絶対に他人に漏らすことのないよう指導しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月28日から施行する。

2 「群馬県介護職員初任者研修事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）」、「群馬県介護職員初任者研修課程研修事業における指定及び実施基準」（以下「旧実施基準」）は、廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱及び旧実施基準により指定された、若しくは申請中の事業者及び研修については、この要綱により指定若しくは申請されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。